

議案第 2 1 号

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 9 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例

川崎市消防手数料条例（平成 1 2 年川崎市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「（昭和 3 4 年総理府令第 5 5 号）」の次に「、火薬類取締法（昭和 2 5 年法律第 1 4 9 号）、火薬類取締法施行規則（昭和 2 5 年通商産業省令第 8 8 号）」を加える。

別表中 1 3 の項を 2 4 の項とし、1 0 の項から 1 2 の項までを 1 1 項ずつ繰り下げ、9 の項の次に次のように加える。

| | |
|---|-------------------|
| 10 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第3条に規定する火薬類の製造の許可の申請に対する審査 | 1 件につき 220, 000 円 |
| 11 火薬類取締法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査 | |
| 競技用紙雷管のみの販売営業 | 1 件につき 25, 000 円 |

| | | | |
|----|--|--------|----------|
| | その他の販売営業 | 1 件につき | 110,000円 |
| 12 | 火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査 | 1 件につき | 73,000円 |
| 13 | 火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査 | 1 件につき | 8,300円 |
| 14 | 火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第15条第1項又は第2項に規定する火薬類の製造施設の完成検査 | 1 件につき | 41,000円 |
| 15 | 火薬類取締法第15条第1項又は第2項の規定に基づく火薬庫の完成検査 | | |
| | 設置又は移転の工事に係る完成検査 | 1 件につき | 41,000円 |
| | 構造又は設備の変更の工事に係る完成検査 | 1 件につき | 23,000円 |
| 16 | 火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査 | 1 件につき | 1,200円 |
| 17 | 火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査 | | |
| | 火工品のみの譲受け | 1 件につき | 2,400円 |
| | その他の譲受け | | |
| | 申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下の場合 | 1 件につき | 3,500円 |

| | | | |
|----|--|--------|---------|
| | その他の場合 | 1 件につき | 6,900円 |
| 18 | 火薬類取締法第24条第1項の規定に基づく火薬類の輸入の許可の申請に対する審査 | | |
| | 申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下の場合 | 1 件につき | 12,000円 |
| | その他の場合 | 1 件につき | 25,000円 |
| 19 | 火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査 | 1 件につき | 7,900円 |
| 20 | 火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第35条第1項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査 | 1 件につき | 41,000円 |

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

火薬類取締法の一部改正に伴い、火薬類の製造の許可の申請等に係る手数料を新設するため、この条例を制定するものである。